

平成 29 年度 農地転用許可事務実態調査結果の概要

○調査の概要

「2 畝を超え 4 畝以下の農地転用に係る事務処理」、「指定市町村制度の運用状況」、「農地法第 5 条申請における連署の取扱い」を中心に調査。

対象地域	調査件数	調査時期
北海道	52 件 (33 市町村)	2017 年 10 月～2018 年 2 月
東北地方	300 件 (77 市町村)	2017 年 10 月～2017 年 12 月
関東地方	477 件 (104 市町村)	2017 年 10 月～2018 年 3 月
北陸地方	200 件 (40 市町村)	2017 年 10 月～2018 年 3 月
東海地方	150 件 (50 市町村)	2017 年 11 月～2018 年 1 月
近畿地方	304 件 (76 市町村)	2017 年 10 月～2018 年 2 月
中国四国地方	450 件 (64 市町村)	2017 年 10 月～2018 年 2 月
九州地方	350 件(103 市町)	2017 年 10 月～2018 年 1 月
沖縄県	50 件 (19 市町村)	2017 年 10 月～2017 年 12 月
指定市町村	468 件 (25 市町)	2017 年 10 月～2018 年 2 月
全国計	2,801 件 (591 市町村)	—

平成 30 年度 農地転用許可事務実態調査結果の概要

○調査の概要

「2 畝を超え 4 畝以下の農地転用に係る事務処理」、「指定市町村制度の運用状況」の他、各地方農政局等が独自にテーマを設定して調査。

対象地域	調査件数	調査時期	調査テーマ
北海道	63 件 (29 市町村)	2018 年 10 月～ 2019 年 2 月	・ 審査表の活用状況、農地区分や代替性を判断するための資料の有無等
東北地方	300 件 (58 市町村)	2018 年 8 月～2018 年 12 月	・ 太陽光発電施設に係る事務処理等
関東地方	516 件 (101 市町村)	2018 年 7 月～2018 年 12 月	・ H28 年度に権限移譲を受けた市町村の事務等
北陸地方	188 件 (38 市町村)	2018 年 12 月～ 2019 年 2 月	・ 県知事から権限移譲を受けている市町村等が行った農地転用にかかる事務処理等
東海地方	150 件 (39 市町)	2018 年 9 月～ 2019 年 1 月	・ 県知事から権限移譲を受けている市町村等が行った農地転用にかかる事務処理等
近畿地方	305 件 (78 市町村)	2018 年 9 月～ 2019 年 1 月	・ 許可基準の適合状況、申請書添付書類の添付状況、転用の進捗状況及び完了報告の状況等
中国四国 地方	375 件 (49 市町村)	2018 年 11 月～ 2019 年 3 月	・ 太陽光発電施設に係る事務処理等
九州地方	350 件 (81 市町)	2018 年 10 月～ 2019 年 2 月	・ 建売分譲住宅目的の転用に係る事務処理 ・ 審査表の活用状況、農地区分・代替性を判断するための資料の有無 等
沖縄県	50 件 (16 市町村)	2018 年 11 月～ 2018 年 12 月	・ 転用面積が大きい転用案件等
指定市町村	435 件 (23 市町)	2018 年 10 月～ 2019 年 2 月	・ 審査表の活用状況、農地区分や代替性を判断するための資料の有無等
全国計	2,694 件 (512 市町村)	—	—

○ 調査結果の概要（これまでの主な指摘事項）

（事務手続きについて）

- ・ 審査表の活用が形骸化しており、記載ミスが散見された。
- ・ 審査表に許可権者の判断が記載されていないなど、取扱いが不十分であった。
- ・ 許可条件となっている進捗状況報告、完了報告がなされていない。
- ・ 法定添付書類（資力証明など）が申請書に添付されていない。
- ・ 法定添付書類として不適切なものが添付されている（事務処理要領で示した縮尺に合致しない地図や、水路等の存在が不明な地図など。）。
- ・ 農地区分の判断根拠となる、農地のまとまりの大きさや公益的施設の位置等を示す資料が作成されていない。
- ・ 許可の判断の透明性確保の観点からも、審査表や判断に要する資料を適切に作成・保管すべき。

（農地区分の判断について）

- ・ 10ha 以上あるいは 10ha 未満の一団の農地の範囲が不明。
- ・ 水管、ガス管等のうち 2 種類が埋設された道路に面していないが、当該農地を第 3 種農地と判断している。
- ・ 第 3 種農地と判断しているが、住宅、事業施設、公共施設もしくは公益施設が連たんしている区域内であることが確認できない。
- ・ 第 2 種農地の判断根拠（鉄道の駅等の周囲 500m 以内の区域であること）が確認できない。
- ・ 第 3 種農地（2 管接続規定）の判断において、ガス管等の埋設状況をどのように判断したか不明。
- ・ 第 3 種農地の判断根拠（申請地から 300m 以内に市役所が存在）が確認できない。

（許可基準の適否について）

- ・ 第 2 種農地について、申請地に代えて周辺において農地以外の土地等を供することにより申請目的を達成できるか（代替性）の検討が行われていない。
- ・ 集落接続及び就業機会増大寄与施設の適用判断の際、代替性の検討が行われていない。
- ・ 「既存敷地の拡張」の適用判断が適切にされていないおそれ（既存敷地の面積が確認できない）。
- ・ 他法令の許認可（都市計画法開発許可等）の見込みについて、審査状況が確認できない。
- ・ 農用地区域内農地の一時転用について、農地復元に関する許可条件が付されていない。

（その他）

- ・ 申請書の記載事項や法定添付資料の必要性について説明を求められた際、苦慮したとの意見。
- ・ 隣接する農地所有者の同意書について、一律添付を求めていた。
- ・ 農業委員会は、農地転用申請書の提出を受けた場合には意見を付して転用許可権者に送付することとなっているが、当該手続きを経していない。